

事業者の方へ



消費税の
インボイス
制度

令和5年10月1日から

インボイス制度が 始まります!

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス（適格請求書）を保存する必要があります**
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前に**インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があります**、登録を受けると、**課税事業者として消費税の申告が必要**となります

売手
(インボイス発行事業者)



買手
(課税事業者)



<インボイス制度>

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!



制度の概要

令和5年10月から「インボイス制度」(*)が開始されます。

制度開始後、適格請求書（インボイス）を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

(*) 制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。



インボイス制度
特設サイト



【登録申請のスケジュール】

令和3年10月1日から
登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、**原則として、
令和5年3月31日まで**に登録申請を行う必要があります。

令和3年10月1日

登録申請の受付開始

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度の導入

免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書(いわゆるインボイス)等の保存 ここが変わります

「インボイス」ってナニ?

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タブルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
軽減税率	40,000円	消費税 3,200円
標準税率	80,000円	消費税 8,000円

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の郵送による提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用・国外事業者用)
- ・適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書

大阪国税局インボイス登録センター

〒550-8526 大阪市西区川口2丁目7番9号

TEL 06-6585-2260

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。



公益社団法人 近江八幡納税協会

〒523-0893 近江八幡市桜宮町 231-2

TEL0748-33-4121/FAX0748-36-8415

E-mail:omihatiman@nk-net.co.jp

納税協会ホームページ



納税協会では、税務署と共催で各種説明会を行っています。

インボイス制度説明会への参加を希望される方は、納税協会のホームページで日程をご確認ください。

